

遠州鉄道株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和5年4月4日（火） 10：40～11：25

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 久保、渡眞利、浅井、宮田、本間、廣井、
堤、山本

4. 議事概要

- 事案処理職員から、遠州鉄道株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る公聴会に関する利用者からの開催請求について、説明した。
- これを踏まえて委員間相互で討議を行った結果、その利用状況等を踏まえて、公聴会の請求を行った者を利害関係人として認めることとし、公聴会を静岡県浜松市で開催する方針を決定した。

（注）事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。